

人権	時平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分 (人権政策課 ☎924-3830)
子どものいじめ	時平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分 (人権教育課 ☎924-9854)
発達 (就学前児)	時月～土曜日 9 時～ 16 時 (児童発達支援第 2 センター ☎996-0008)
育児	時月～土曜日 9 時～ 16 時 30 分 (各市立認定こども園)
子ども・若者のひきこもりなどの相談	時平日 9 時～ 17 時 (八尾市ひきこもり等若者相談窓口 ☎970-5981) 対おおむね 39 歳まで
ひとり親家庭のための法律相談	時19日13時～ 16 時 定 6 人 (申込順) 他予約制 (子ども若者政策課 ☎924-3988)
DV	時平日 9 時～ 17 時 (やおDV相談専用ダイヤル ☎924-6550)
児童虐待	●24 時間 365 日 (児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189) ●時平日 17 時 45 分～翌日 9 時、土・日曜日、祝日は終日 (夜間・休日虐待通告専用電話 ☎072-295-8737)
障がい者虐待	24 時間 365 日 (障がい者虐待防止センター ☎925-1197)
高齢者電話相談	時平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分 (地域支援室 ☎924-9306)
生活	時平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分 (桂人権コミセン ☎922-1826、安中人権コミセン ☎922-1491)
福祉生活相談	時平日 9 時～ 17 時 ※福祉生活相談支援員が対応します (桂人権コミセン内 ☎992-2601、安中人権コミセン内 ☎924-4575、龍華コミセン内 ☎923-6644、山本コミセン内 ☎923-5539、志紀コミセン内 ☎949-8191、八尾市人権協会内 ☎924-0016)
生活困窮	時平日 8 時 45 分～ 17 時 15 分。予約優先 (生活支援相談センター ☎924-3761)
消費生活・多重債務	時平日 9 時～ 17 時。予約優先 (消費生活センター ☎924-8531)
勤労者法律	時10日・27日13時～ 16 時。予約優先 (ワークサポートセンター ☎929-0040)
就労相談	●時平日 9 時～ 17 時 (桂・山本地域就労支援センター)、時平日 9 時～ 17 時、第 3 土曜日 9 時 30 分～ 16 時 30 分 (龍華地域就労支援センター)、時平日 9 時～ 17 時 (火・木曜日は予約制 [安中地域就労支援センター])、時月・木・金曜日 10 時～ 17 時 (予約制 [志紀サテライト]) ※予約は総合問合せ窓口 (☎920-7124) ●時平日 10 時～ 18 時 (中央地域就労支援センター ☎929-0040)
建築士・弁護士による建築相談	時 9 日・23 日 9 時～ 12 時 (23 日は建築士のみ)。予約制 (住宅政策課 ☎924-3783)
こころといのちの相談	時平日 9 時～ 17 時 (月・木曜日は電話のみ 20 時まで。対面は予約制 [電話のみ] ☎994-0700、✉yao-inochi@city.yao.osaka.jp)

小児救急医療・急病夜間診療はホームページをご覧ください。

記事内容の詳細は市ホームページでご覧いただけます。